

農村地域産業等導入基本計画の廃止等

令和3年7月13日
鳥取県

制度の現状

農村産業法（旧：農工法）の概要

【法律の目的】

農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずるとともに、これとあわせて**農業構造の改善を促進**するための措置を講ずることにより、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的とする。

対象地域：農業振興地域、振興山村、過疎地域を含む市町村（三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市等を除く）

計画制度

国

農村地域産業等導入基本方針

同意付き協議

都道府県

農村地域産業等導入基本計画

※国基本方針に適合する必要

同意付き協議

市町村

農村地域産業等導入実施計画

※都道府県基本計画に適合する必要

主な支援措置

● 税制上の措置

- 個人が工業団地に供する農用地を譲渡した場合の所得税の軽減（800万円の特別控除）

● 土地利用上の措置

- 農地転用に係る配慮（農地法の転用許可基準及び許可権限の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例）
- 職業紹介の充実、職業訓練の実施等

● 金融上の措置

- （株）日本政策金融公庫による低利子融資

● 予算上の措置

- 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）

支障事例

基本計画の「実質的な策定義務」

- ◆ 法律上は、基本計画の策定は任意とされているが、都道府県が基本計画を策定しなければ、市町村は実施計画の策定ができないスキームとなっていることから、**都道府県は基本計画の策定が実質的に義務付け**られている。

基本計画の形骸化

- ◆ H29年に法改正が行われた際、**企業の具体的な立地ニーズや事業実現の見通し**を踏まえ、都道府県は基本計画を、市町村は実施計画を策定することとされた。
- ◆ そのため都道府県は、市町村の実施計画の意向や実態に合わせて、基本計画を策定・変更することとなったが、当該改正によって、**基本計画は、都道府県が望む姿やグランドデザインといった観点が薄れたため、その存在意義・必要性が乏しく**なっている。
※他の都道府県からも同様の指摘がなされている。



【本県における事例】

- 市町村からの具体的なニーズに基づき、この度20年以上ぶりに基本計画の変更をしようとしているところ。
※今回の計画変更は現行制度の枠組みの中で行うものの、今後市町村の意向や実態に合わせて、その都度基本計画を変更する必要が生じることから、制度改正を求めるもの。
- 基本計画の存在意義等が低下する中であって、関係機関との調整や国への同意付き協議など基本計画の変更に必要な**過大な事務負担が生じる状況**にある。

提案内容

◆基本計画の必要性は乏しい

- ◆ 農村産業法は、前述のとおり、具体的な立地ニーズを踏まえて各計画を策定する**ボトムアップ型**が、運用上採られている。
- ◆ その点を踏まえると、**農村地域への産業導入に関する都道府県の先導的役割は大きくは期待されておらず**、事実上、市町村が定める実施計画の適法性・妥当性を確認する行為として、①基本計画の策定と、②実施計画に対する同意が求められているものと思われる。
- ◆ 基本計画は、**制度改正によってその意義が形骸化**しているにもかかわらず、**策定が実質的に義務付けられており、都道府県の負担**となっている。
- ◆ また、**基本計画の記載事項**についても、ほとんどが農村産業法の趣旨・目的を達成する上で、**当然に必要とされる内容**であり、国ガイドラインの基本計画に関する部分を実施計画に関するものとして改正し、必要であれば国基本方針に書き加えれば、**代替可能**と考えられる。
※事実上、都道府県が地域の実情を踏まえて独自に定めることができるのは「導入すべき産業の業種」のみと思慮。

◆農用地等の土地利用調整は必要

- ◆ その一方で、
 - ・ 農村産業法による特例措置の中核である**農地関係の事務は、基本的には都道府県が行っていること**
 - ・ 農村地域への産業導入に関し、**広域自治体である都道府県として一定の関与は必要と考えられること**を踏まえれば、都道府県としては、最低限、①導入すべき産業の業種、②農地等の土地利用調整に関する事項などは**何らかの形で意思決定する必要性**も一考。
- ◆ 基本的には、「国基本方針を踏まえた実施計画に対する同意付き協議」により大枠を担保しつつも、**「基本計画によらない手法での調整方法」を新たに導入**することで、**基本計画の策定に要していた事務負担を軽減**できるのではないか。

基本計画を廃止した上で、新たな調整方法を導入すること

【参考】新たな調整方法(案)

- ①都道府県 導入すべき産業の業種を告示⇒実施計画の同意権を都道府県に付与
- ②都道府県⇄市町村 現行と同じ(市町村:実施計画の提出、都道府県:同計画への同意) ※農用地等の土地利用調整を含む
- ③国⇄都道府県 都道府県は国の基本方針に基づき導入業種を決定。
※農地利用の調整に関する事項については、農振法等の他制度で対応

制度改正による効果

農村産業制度全般に関する効果

農村地域への迅速な産業の導入が期待できる。

都道府県における効果

☞ 都道府県においては、基本計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。

※新たに導入される調整方法も簡易なものであれば、大きな事務負担にはならないものと思慮。

市町村における効果

市町村においては、基本計画の策定・変更に関する期間(現行:約2か月半)が短縮されるため、実施計画の策定・変更に要する期間の短縮が見込まれる。

※新たに導入される調整方法も簡易なものであれば、現在よりも迅速な処理が可能と思慮。

(参考1) 各計画等の主な記載内容

【国】 基本方針

- 1 農村地域への産業の導入の目標
 - ①導入産業の業種
 - ②農用地等との利用調整(産業の立地)
- 2 農村地域に導入される産業への農業従事者(その家族を含む)の就業の目標
- 3 農業構造の改善に関する目標
- 4 3つの目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項
- 5 その他農村地域への産業の導入に関する重要事項

【都道府県】 基本計画

95

義務的記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標 ● 導入される産業への農業従事者の就業の目標 ● 産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標 ● 産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針
任意的記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項 ● 労働力の需給の調整及び導入産業への就業の円滑化に関する事項 ● 農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項 ● その他必要な事項

【市町村】 実施計画

満たすべき要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定した就業機会の確保に資すること ● 農業構造の改善が図られると認められること ● 農地保有の合理化が図られると見込まれること
義務的記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業を導入すべき区域 ● 導入すべき産業の業種及び規模 ● 導入される産業への農業従事者の就業の目標 ● 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標 ● 産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項
任意的記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ● (都道府県の基本計画の任意的記載事項に同じ)

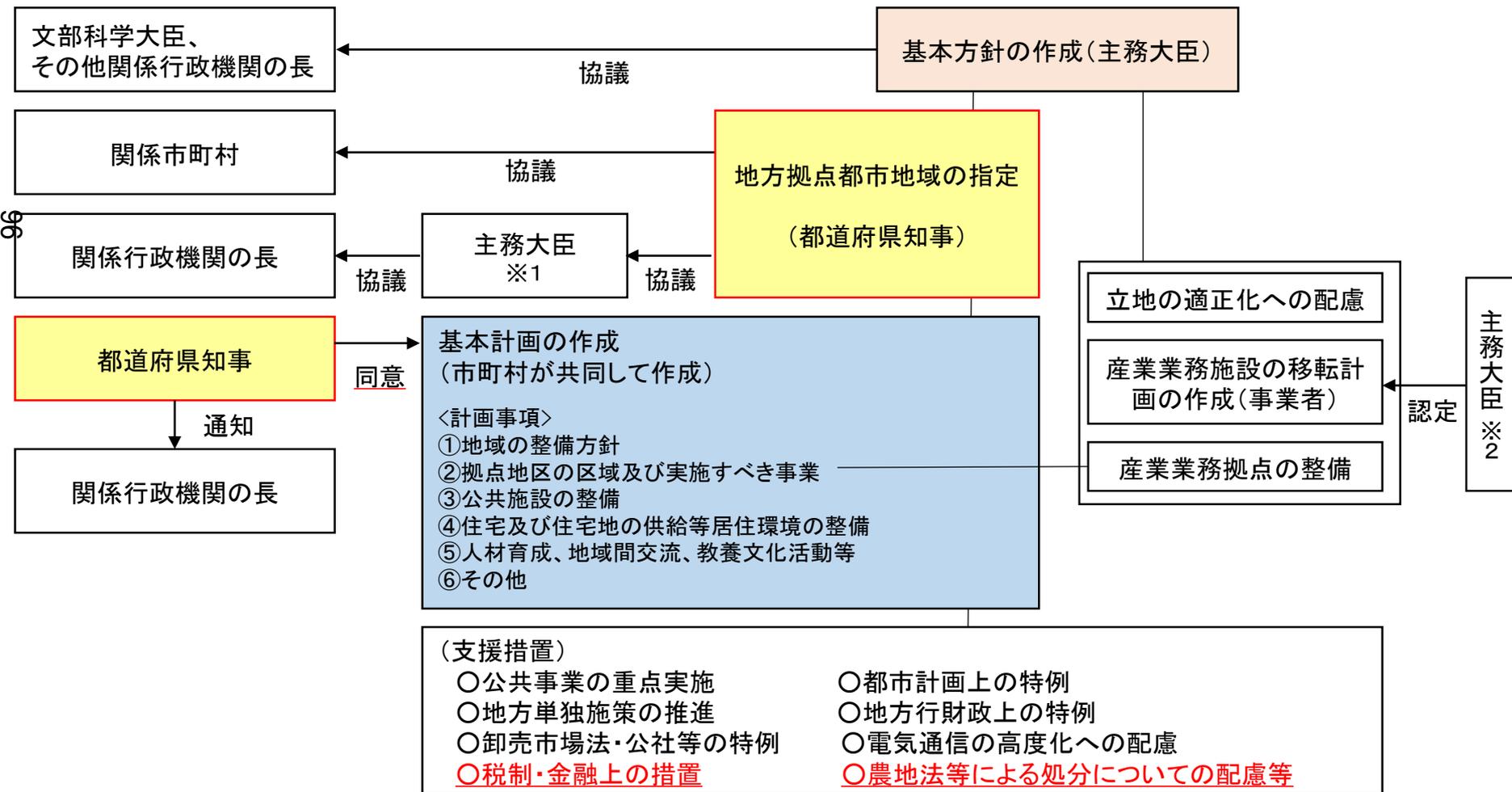
(参考2) 改正後の制度スキームの類似事例

- 地方拠点法においては、都道府県は、①地方拠点都市地域の指定を行った上で、②当該区域内の市町村が共同で策定する基本計画に同意するスキームが採られている。
- こうした用例も鑑みれば、市町村の策定する計画に対して都道府県が同意する場合において、**必ずしも都道府県が計画を策定する必要はないのではないか。**

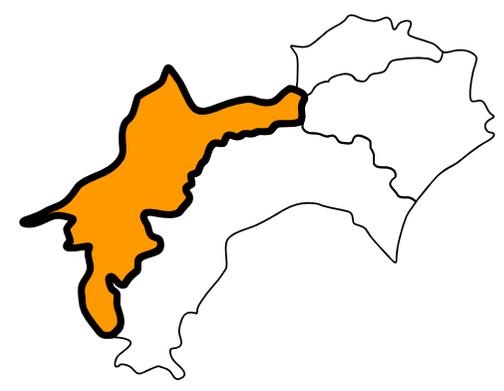
地方拠点法の概要

※1 総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

※2 経済産業大臣及び当該産業業務施設の事業所管大臣



令和3年 地方分権改革に関する提案



消費者行政に関連する計画について

「こまどりのP i P i (ピピ)」



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター

令和3年7月12日(月)

愛 媛 県

「みきゃん」



愛媛県イメージアップ
キャラクター

愛媛県からの提案事項

- 1 都道府県消費者基本計画の法的な位置付けを明確化
- 86 2 都道府県消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画とを統合した計画策定の促進
 - (1) 両計画を統合して策定できることを明示すること
 - (2) 国の「消費者基本計画」と「消費者教育推進基本方針」の対象期間を統一すること

都道府県消費者基本計画の位置付け

消費者基本法

昭和43年法律第78号

- ・ 地方公共団体は、基本理念に則り、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、消費者政策を推進する責務を有する
- ・ 都道府県消費者基本計画の策定に関する規定なし

自治事務

平成12年改正・地方自治法

地方公共団体における消費者行政に関する事務は自治事務

地方消費者行政強化作戦2020

令和2年4月1日・消費者庁策定

○各地方公共団体に対し地域版消費者基本計画の策定を期待

都道府県、政令市を始めとする各地方公共団体において、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地域版の消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取り組を進めることが期待される。（本文抜粋）

○消費者庁は、毎年度、都道府県の消費者基本計画策定状況等を公表

地方消費者行政強化作戦2020 政策目標ごとの現状 (令和元年度現況調査H31.4.1時点) 【抜粋】

R2.4.1
消費者庁公表

<政策目標7> 地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

7-1 地方版消費者基本計画の策定(全都道府県、政令市)

地方版消費者基本計画の策定(全都道府県)

北海道	○	東京都	○	滋賀県	○	香川県	
青森県	○	神奈川県	○	京都府	○	愛媛県	
岩手県	○	新潟県	○	大阪府	○	高知県	
宮城県	○	富山県		兵庫県		福岡県	
秋田県		石川県		奈良県	○	佐賀県	
山形県	○	福井県		和歌山県		長崎県	○
福島県	○	山梨県	○	鳥取県		熊本県	
茨城県	○	長野県	○	島根県	○	大分県	○
栃木県	○	岐阜県	○	岡山県	○	宮崎県	
群馬県	○	静岡県	○	広島県	○	鹿児島県	○
埼玉県	○	愛知県	○	山口県	○	沖縄県	○
千葉県	○	三重県	○	徳島県	○		

33/47都道府県で達成済み。

※赤色表示は未策定都道府県

地方版消費者基本計画の策定(政令市)

札幌市	○	横浜市		名古屋市	○	岡山市	
仙台市	○	相模原市	○	京都市	○	広島市	○
さいたま市	○	新潟市	○	大阪市		北九州市	
千葉市	○	静岡市	○	堺市	○	福岡市	○
川崎市	○	浜松市		神戸市	○	熊本市	○

15/20政令市で達成済み。

※赤色表示は未策定政令市

国の計画等の状況

消費者基本法等の規定

基本計画	政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画を定めなければならない。（消費者基本法）
教育方針	政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。（消費者教育推進法）

国の基本計画等の対象期間

年度	H29	30	R元	2	3	4	5	6	7
基本計画	第3期		第4期						
教育方針	H30.3変更								

- ・ 第4期消費者基本計画（R2.3.31閣議決定） R2～R6年度
- ・ 消費者教育の推進に関する基本的な方針（H30.3変更） H30～R4年度

都道府県の計画策定に当たっての支障

法律等の規定

基本計画	各地方公共団体で、国が策定する消費者基本計画等を 参考に 、地域版の消費者基本計画を策定し、取組を進めることを期待（強化作戦2020）
教育計画	都道府県に対し、基本方針を 踏まえ 、その区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画策定の努力義務（消費者教育推進法）

102

愛媛県の状況

年度	R元	2	3	4	5	6	7
基本計画							
教育計画	H30.9～ 第二次計画						

自治体が参考とすべき国計画等の**期間が異なっている**

求める措置、期待される効果

〔求める措置〕

- 法的な位置付けの明確化
- 自治体計画の統合化の促進に向けた国計画等の対象期間の統一化など

〔求める措置〕 (発展形)
国の両計画等の一本化

〔期待される効果〕

- 計画策定の法に基づかない「実質的な義務付け」の解消
- 自治体の計画を、効率的・効果的に一本化して策定

一本化された分かりやすい県計画の策定による県民への訴求力の向上